

**ごみは決められた日に
決められた場所へ**

最近、収集日の前日にごみを出したり、他の地区のステーションに出したりするなど、ごみ出しのルールやマナーが守られていないことがあります。



- ごみは、収集日当日の午前6時～8時の時間帯に、決められた場所へ出してください。
- 生ごみは、しっかりと水切りしてから出すようにしてください。
- 紙類布類の収集日が雨天の場合は、ステーションに出さないようにしてください。
- 「ごみの分け方・出し方」パンフレットで確認し、しっかりとごみを分別して出してください。

ルール・マナーを守ってごみを出し、地域の環境保全にご協力をお願いします。

▼清掃管理課

☎23局35338 FAX23局0180

**田原市リサイクルプラザを
10月1日(日)から休館します**

ごみの減量化と資源の有効利用および再利用の促進を図るため、設置していた「田原市リサイクルプラザ」は、事業の有効性・効率性、運営方法などの検証のため10月1日から休館します。

開館以来、ご利用いただいた市民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

▼清掃管理課

☎23局35338 FAX23局0180

**不用になったテレビは
適正に処分しましょう**

不用になったテレビは、法律に従って処分する必要があります。

※市では引き取りを行っていません。

◆処分方法

●家電販売店に引き取りを依頼

製品を購入した先または新たに購入する家電販売店に引き取りを依頼(運搬料+リサイクル料が必要)

※販売店が不明である場合、市内家電販売店で引き取りを行っています。詳しくは各販売店へご相談ください。

●指定引取場所へ自己搬入

リサイクル券を購入し、指定引取

場所へ持ち込み

※詳しくは、ごみの分け方・出し方パンフレットをご覧ください。

◆違法な不用品回収業者にご注意を

空き地などに拠点を構え、不用となった家電製品を回収したり、トラックなどで市内を巡回しながら不用品を回収したりする業者が見受けられます。

これらの業者では、回収した廃家電製品などを野外で乱雑に保管したり、特定部品を抜き取った後、それ以外の物を不法投棄したりするなど、廃棄物処理法に基づく適正な処理が行われていません。

また、「無料だと思って頼んだら、車に積んだ後で料金を請求された」「持って行ってもらったものがすぐ近くに捨てられていた」という事例もあり、トラブルに巻き込まれる原因となります。

一般家庭から廃棄物に該当するものを引き取る場合には「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要となります。この許可を持たない不用品回収業者は利用しないでください。特に、家電を処分する時は、不用品回収業者に依頼しないでください。

▼清掃管理課

☎23局35338 FAX23局0180

**私立高等学校の授業料を
補助します**

田原市では、私立高等学校に通うお子さんを持つ保護者の方の負担を軽くするため、授業料の一部を補助しています。

▼対象 市内在住の方で、10月1日現在、全日制または定時制の私立高等学校に通い、各学校の特待生または奨学生として授業料を免除されていない生徒の保護者(授業料負担者)

▼補助額 1万2000円(年額)

▼申し込み 10月1日(月)～31日

(水)の期間に、各高等学校または教育総務課にある申請書に必要事項を記入のうえ提出(在学証明書・保護者名義の口座が確認できるもの・印鑑をお持ちください)。

※詳しくはお問い合わせください。

▼教育総務課

☎23局35330 FAX22局3811

